

## 5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

### 5.1 保安監査の実施状況

- 国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査<sup>18</sup>を実施しています。
- 平成27年度は、全国212鉄軌道事業者(平成28年3月末現在)に対して、保安監査を65の鉄軌道事業者に対して計78回実施し、その結果に基づいて37の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計39件行い、改善を求めました。
- なお、JR 北海道に対しては、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認するための常設の監査体制による保安監査を継続的に実施しています。

### 5.2 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成27年度に発出した輸送の安全等に関する事業改善の命令はありませんでした。

---

<sup>18</sup> 保安監査は、鉄道事業法第56条(立入検査)及び同法第66条(国土交通省令への委任)の規定に基づく、鉄道事業等監査規則(昭和62年運輸省令第12号)で定める監査です。

### 5.3 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- 平成27年度は、5の鉄道事業者に対して文書による行政指導を計6件行い、改善を求めました。

表6：事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成27年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
J R 東 日 本	H27. 4. 12	山手線・京浜東北線神田駅～秋葉原駅間において、架線設備の改良工事により撤去が予定されていた電化柱が倒れて線路を支障し、山手線及び京浜東北線が長時間にわたり運転を見合わせ、利用者に多大な影響を及ぼしたことから、工事の施工方法や施工管理など背後要因を含め原因を究明し、再発防止のための措置を講じるとともに、講じた措置等については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に際して安全管理上十分な注意を要する設備「特殊構造設備」を管理するための台帳の整備及び当該設備の施工手順確認等について検討会の設置</li> <li>・特殊構造設備を設計・施工する場合に審査を行う部署の新設及び現場に対し設計・施工支援を行うための部署の新設</li> <li>・電化柱の傾きの異常を見極める判断基準の制定</li> <li>・関係者間の情報共有の仕組みの徹底</li> <li>・安全意識の再徹底と技術継承への取組強化</li> </ul>
J R 九 州	H27. 4. 17	鹿児島線折尾駅～陣原駅間において信号喚呼標が建築限界を支障していた事実が確認された。平成25年9月に電化柱等が建築限界を支障する事象が発生させ、この早急な改善等を指示したにもかかわらず、このような事実が生じたことから、原因を早急に究明し、再発防止のための措置を講じるとともに、講じた措置等については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年当時の点検資料と最新の現示系統図を用いた全数緊急点検の実施</li> <li>・平成25年度に策定した再発防止対策の確実な実施</li> <li>・点検対象設備の抽出といった運行の安全に関わる作業のダブルチェックの徹底</li> <li>・現場長を招集し説明を行う重要な通達などの社員への周知徹底及び周知完了の本社による確認</li> <li>・保全業務で使用する図面の最新版管理の再徹底</li> <li>・建築限界確認マニュアル(H26.5制定)の記載例を新たに追加</li> <li>・設備の新設又は改良時に建築限界支障の有無を確認するための通達を发出し、建築限界マニュアルを見直し</li> <li>・信頼性や操作性を確認した上での建築限界測定専用の測定器の導入、マニュアルの作成、教育の実施及び教育記録の本社での一元管理</li> </ul>
J R 西 日 本	H27. 8. 9	山陽新幹線小倉駅～博多駅間において、トンネルを走行中の列車の先頭から2両目の床下機器塞ぎ板が外れ、車体に衝突して、乗客が負傷するという鉄道人身障害事故が発生させたことから、車両の保守管理などを含め、原因を早急に究明し、再発防止の措置を講じ、鉄道の安全輸送の確保に万全を期すこと。講じた措置等については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行試験などの「通常の検査以外の作業」における安全管理体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦役割と責任の明確化</li> <li>◦作業に潜むリスクの洗い出しと低減策の検討</li> <li>◦「作業計画書」等の使用</li> </ul> </li> <li>・交番検査における「合いマーク」の確認の再徹底</li> <li>・フサギ板を取り外す際の目印貼付方法の明確化</li> <li>・指定された「ボルト」「特殊座金」「回り止め」の一式交換の徹底</li> </ul>

長崎電気軌道	H27.10.13	桜町支線の諏訪神社前停留場～公会堂前停留場間の公会堂前交差点において車両脱線事故が発生したことから、早急に原因の究明を図ること。また、当該交差点においては、平成19年5月19日及び同年5月24日にも車両脱線事故が発生していることから、これまで実施している対策の検証も含めて再発防止対策を検討し、必要な措置を講じて、安全輸送の確保に万全を期すこと。講じた措置等については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リード部及び一般部曲線箇所内外レールとガードレールの更換</li> <li>・ガードレール開き防止金具の取付</li> <li>・マンガンポイント及びクロッシング端部の形状補正</li> <li>・恒久的対策のクロッシング更新までの間、肉盛溶接箇所の経過観察を実施</li> <li>・公会堂前交差点3号系統上線及び下線に関する全クロッシング12台の更新を平成28年5月15日までに実施。</li> </ul>
J R 西 日 本	H27.12.11	東海道線の新駅建設工事現場において、工用の足場が倒壊し、線路を支障したことにより東海道線等が長時間にわたり運転を見合わせたことは、利用者に多大な影響を及ぼした事象であることから、原因究明と再発防止対策に万全を期すこと。原因に関する調査結果及び講じた措置については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足場施工に関する基本ルールの策定及び作業員への教育を実施し、その実施状況を確認し指導</li> <li>・施工計画策定段階で、重大事故に繋がるリスクの事前の洗い出し作業を実施</li> <li>・施工打合せ段階で、個々の現場において、施工計画に定めた対策の反映状況を確認</li> <li>・日々の作業の終了時、足場の状況について、施工打合せ内容を確認</li> </ul>
J R 四 国	H27.12.31	高德線オレンジタウン駅構内において、出発信号機の停止信号を冒進し列車脱線事故が発生させたことから、事故の再発を防止するため、事故の背後要因を含め詳細に調査するとともに、再発防止の対策を講じること。講じた措置等については、速やかに文書により報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係現場長を通じ全乗務員に対し注意喚起</li> <li>・関係現場長に対し運転事故防止の徹底に関する通達を发出</li> <li>・安全統括管理者、運転管理者及び本社社員による乗務点呼の実態把握、乗務員訓練での訓示や添乗等により基本動作の重要性及び安全意識の高揚を図る</li> <li>・事故発生箇所にて誤出発防止用ATS地上子を設置</li> <li>・駅と同様の線形の駅に停止位置目標の移設による対応又は誤出発防止用ATS地上子の整備が必要か検討し早期に実現</li> </ul>

## 5.4 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成27年度は文書による行政指導はありませんでした。

## 5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます<sup>19</sup>。
- 平成27年度に発出された勧告はありませんでした<sup>20</sup>。

## 5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>21</sup>を実施しています。
- 平成27年度は、51の鉄軌道事業者に対して、51回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

---

<sup>19</sup> 平成28年4月1日から施行された「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」では、「国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。」とされています。

<sup>20</sup> 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.2 踏切保安設備の整備状況」をご覧ください。

<sup>21</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。